

プロポーザル等の方式による設計者選定要綱

(平成9年10月6日市長決裁)

目次

第1章	規準 (第1条-第4条)
第2章	プロポーザル
第1節	公募型プロポーザル (第5条-第12条)
第2節	標準プロポーザル及び簡易プロポーザル (第13条・第14条)
第3章	設計競技
第1節	公開設計競技 (第15条-第21条)
第2節	指名設計競技 (第22条・第23条)
第4章	審査委員会 (第24条-第29条)
第5章	その他共通事項 (第30条-第37条)
第6章	設計者の決定等 (第38条-第40条)
第7章	その他 (第41条)
	附則

第1章 規準

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が建設しようとする建築物の設計を目的とする契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものの相手方(以下「設計者」という。)をプロポーザル又は設計競技の方式により選定する場合の手続(以下「本手続」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル 設計候補者(本手続に参加して設計者となる意思を表明した者をいう。以下同じ。)から提出された設計方針その他技術的事項に関する提案を審査し、設計者を選定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル プロポーザルのうち設計候補者を公募する方式をいう。
- (3) 標準プロポーザル プロポーザルのうち設計候補者を市長が選定する方式で、対象建築物に係る技術的事項に関する提案を3項目以上定めて求めるものをいう。
- (4) 簡易プロポーザル プロポーザルのうち設計候補者を市長が選定する方式で、対象建築物に係る技術的事項に関する提案を2項目以内で定めて求めるものをいう。
- (5) 設計競技 設計候補者から提出された具体的な建築物の設計案を審査し、設計者を選定する方式をいう。
- (6) 公開設計競技 設計競技のうち設計候補者を公募する方式をいう。
- (7) 指名設計競技 設計競技のうち設計候補者を市長が選定する方式をいう。
- (8) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。

(対象建築物の選定及び方式の決定)

第3条 本手続の対象となる契約に係る建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号のいずれかに該当する建築物のうちから、市長が選定するものとする。

- (1) 高度な専門知識若しくは技術又は特殊な技術を必要とする建築物（次号に該当するものを除く。）
 - (2) 高度な文化性、芸術性又は創造性を必要とし、かつ、記念としての意義を有する建築物
 - (3) 建築部分の延床面積が概ね 2,000 ㎡以上の建築物（前2号に該当するものを除く。）
- 2 市長は、前項の規定により対象建築物を選定したときは、次に掲げるところに従って、対象建築物に係る本手続の方式を決定するものとする。
- (1) 対象建築物が前項第1号に該当する場合は、公募型プロポーザルの方式によること。ただし、契約の予定価格が特例政令適用基準額未満であるときは、標準プロポーザルの方式によることができる。
 - (2) 対象建築物が前項第2号に該当する場合は、公開設計競技又は公募型プロポーザルの方式によること。ただし、契約の予定価格が特例政令適用基準額未満であるときは、指名設計競技又は標準プロポーザルの方式によることができる。
 - (3) 対象建築物が前項第3号に該当する場合は、簡易プロポーザルの方式によること。
- 3 市長は、第1項（第3号を除く。）の規定による対象建築物の選定及び前項（第3号を除く。）の規定による本手続の方式の決定を行うときは、あらかじめ仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成6年仙台市訓令第18号）第1条第1号に規定する契約事務特別委員会の審議を経なければならない。

(設計候補者の要件)

第4条 設計候補者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者又は市長がこれと同等の能力を有すると認める者であること
 - (2) 本手続を実施する年度の仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁）第2条第1項第2号に規定するコンサルタント業者名簿に登録されている者で対象建築物と同種の設計種目に係る登録を受けているもの又は市長がこれと同等の能力を有すると認める者であること
 - (3) 次のイからハまでに掲げる者に該当しないこと
 - イ 第24条の規定により設置される審査委員会（以下この条において単に「審査委員会」という。）の委員
 - ロ イの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
 - ハ 市職員で対象建築物の事業担当部局又は財政局財政部契約課に所属するもの
 - (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項に規定する指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、審査委員会の審議を経て、案件ごとに、同項に規定する要件を変更し、又はその他の要件を加えること

ができるものとする。

第2章 プロポーザル

第1節 公募型プロポーザル

(手続開始の公示)

第5条 市長は、本手続の方式を公募型プロポーザルと決定したときは、次に掲げる事項についての公示（以下この節において「手続開始の公示」という。）をし、設計候補者を公募するものとする。

- (1) 対象業務の名称，内容及び履行期限
- (2) 設計候補者の要件
- (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準（以下この章において「選定基準」という。）
- (4) 最も優れた技術提案書を特定するための評価基準（以下この章において「評価基準」という。）
- (5) 担当部局
- (6) 説明書の交付の期間，場所及び方法
- (7) 参加表明書の提出の期限，場所及び方法
- (8) 技術提案書の提出の期限，場所及び方法
- (9) 本手続において使用する言語及び通貨
- (10) 契約書作成に関する事項
- (11) 技術提案書の提出に係る質問を受け付ける場所
- (12) 関連情報を入手する場所
- (13) その他市長が必要と認める事項

2 契約の予定価格が特例政令適用基準額以上の案件に係る手続開始の公示は、仙台市公報発行規則（昭和34年仙台市規則第26号）の規定により発行する仙台市公報（以下「市公報」という。）により、当該案件に関する事務を担当する部局の名称及び本手続において使用する言語を明らかにするとともに、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語のいずれかにより記載して行うものとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 参加表明書及び技術提案書の提出期限
- (3) 説明書の交付場所

3 選定基準及び評価基準は、あらかじめ、プロポーザル審査委員会（プロポーザルの方式によることとされた対象建築物について、第24条の規定により設置される審査委員会をいう。以下同じ。）が定める。

(説明書の交付)

第6条 市長は、手続開始の公示をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した説明書の交付を開始するものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第5号まで、第7号から第10号まで及び第12号に掲げる事項
- (2) 対象業務の詳細な内容

- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成様式，記載上の留意事項並びにこれらに関する質問を受け付ける場所
 - (4) 説明書に対する質問の提出の期間，場所及び方法並びに質問に対する回答方法
 - (5) 契約代金の支払条件
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は，前項各号に掲げるもののほか，説明書において，次に掲げる事項を明らかにしておくものとする。
- (1) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は，技術提案書を提出できないこと
 - (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は，提出者の負担とすること
 - (3) 提出された参加表明書は，返却しないこと
 - (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は，提出者に無断で，技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外の目的に使用しないこと
 - (5) 提出期限後における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと並びに参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者の変更は認めないこと
 - (6) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をし，その他不正の行為をした場合は，失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがあること
 - (7) 技術提案書の提出者として選定されなかった場合及び提出した技術提案書が最も優れたものとして特定されなかった場合は，その理由について説明を求めることができること
 - (8) 次のイ又はロに掲げる契約の予定価格の区分に応じ，当該イ又はロに定める事項
 - イ 特例政令適用基準額以上 所定の手続により審査結果に対する苦情の申立てをすることができること
 - ロ 特例政令適用基準額未満 審査結果に対する苦情の申立てをすることはできないこと
- 3 説明書には，別冊として，手続開始の公示の写し，契約書案，見積心得，図面（必要な場合に限る。），仕様書及び現場説明書を添付するものとする。
- 4 前3項の規定による説明書の交付は，参加表明書の提出期限の日まで行うものとする。

（参加表明書の提出）

第7条 第5条の規定による公募に応じて本手続に参加しようとする者は，前条第1項の規定により説明書の交付が開始された日の翌日から起算して10日（契約の予定価格が特例政令適用基準額以上の案件においては，20日）を経過する日（市長が必要があると認めるときは，別に定める日）までに，市長に対し参加表明書を提出しなければならない。

- 2 前項の参加表明書には，次に掲げる事項のうち，対象業務の特性に応じて市長が必要と認めるものを記載又は添付しなければならない。
- (1) 主要業務及び対象業務に類似する業務（以下「類似業務」という。）の実績
 - (2) 主要業務の実績（説明書）
 - (3) 類似業務の実績（説明書）
 - (4) 対象業務において配置が予定される総括責任者（以下単に「総括責任者」という。）

及び対象業務において配置が予定される意匠担当主任技術者（以下単に「意匠担当主任技術者」という。）の受賞実績

- (5) 専門分野別の技術職員の状況
 - (6) 総括責任者及び対象業務において配置が予定される各主任技術者の業務実績
 - (7) 総括責任者の業務実績（説明書）
 - (8) 意匠担当主任技術者の業務実績（説明書）
 - (9) 総括責任者が手続開始の公示の日現在において担当している業務の状況
 - (10) 意匠担当主任技術者が手続開始の公示の日現在において担当している業務の状況
 - (11) 協力事務所の状況
 - (12) 資本上又は人事上関連を有する建設業者又は製造業者の状況
 - (13) 予定する共同企業体の構成員
 - (14) 業務の実施方針
 - (15) 質問書
 - (16) その他市長が必要と認めるもの
- 3 前2項の規定により参加表明書の提出をしようとする者は、手続開始の公示の日現在において第4条に規定する要件を満たしていなければならない。ただし、契約の予定価格が特例政令適用基準額以上の案件に係る同条第1項第2号に掲げる要件については、市長が別に定める日までに満たしていれば足りる。

（技術提案書の提出者の選定等）

- 第8条 市長は、前条第1項に規定する参加表明書の提出期限が到来したときは、提出された参加表明書をプロポーザル審査委員会に送付し、その審査に付するものとする。
- 2 プロポーザル審査委員会は、前項の規定による送付を受けたときは、第4条に規定する要件を満たす設計候補者のうちから、選定基準に従い、これに定める人数の範囲内で技術提案書の提出者を選定し、市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、選定された設計候補者に対しその旨を通知するとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

（非選定者からの理由説明請求及び回答）

- 第9条 市長は、技術提案書の提出者として選定されなかった設計候補者に対して、選定されなかった旨及び選定されなかった理由（以下この条において「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた設計候補者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）以内に、書面により、市長に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 市長は、非選定理由についての説明を求められたときは、プロポーザル審査委員会の審議を経て、前項に規定する期間の末日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

（技術提案書の提出）

- 第10条 第8条第3項の規定により技術提案書の提出要請書の送付を受けた設計候補者は、

当該提出要請書が発送された日の翌日から起算して20日を経過する日後の市長が指定する日までに、市長に対し技術提案書を提出しなければならない。

2 前項の技術提案書には、次に掲げる事項のうち、対象業務の特性に応じて市長が必要と認めるものを記載又は添付しなければならない。

(1) 第7条第2項第1号から第15号までに掲げる事項。ただし、市長が、同条第1項の規定により提出されたものをもって足りると認めるときは、この限りでない。

(2) 設計チームのスタッフ構成

(3) 設計上の配慮事項

(4) 設計工程計画

(5) 対象建築物の設計に関する技術上の提案

(6) その他市長が必要と認めるもの

(技術提案書の特定)

第11条 市長は、前条第1項に規定する技術提案書の提出期限が到来したときは、提出された技術提案書をプロポーザル審査委員会に送付し、その審査に付するものとする。

2 プロポーザル審査委員会は、前項の規定による送付を受けたときは、提出された技術提案書のうちから、評価基準に従い、最も優れた技術提案書を特定し、市長に報告するものとする。この場合において、プロポーザル審査委員会が最も優れた技術提案書を特定するために必要があると認めるときは、技術提案書の提出者に対し意見を述べさせ、又は説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、特定された技術提案書の提出者に対しその旨を通知するものとする。

(非特定者からの理由説明請求及び回答)

第12条 市長は、技術提案書が特定されなかった提出者に対して、特定されなかった旨及び特定されなかった理由（以下この条において「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた技術提案書の提出者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 市長は、非特定理由についての説明を求められたときは、プロポーザル審査委員会の審議を経て、前項に規定する期間の末日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

第2節 標準プロポーザル及び簡易プロポーザル

(技術提案書の提出者の選定)

第13条 市長は、本手続の方式を標準プロポーザル又は簡易プロポーザルと決定したときは、第4条に規定する要件を満たしている設計候補者のうちから、プロポーザル審査委員会の審議を経て、技術提案書の提出者を選定し、選定した者に対しその旨を通知するとともに、意思確認書及び技術提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の規定による選定は、あらかじめプロポーザル審査委員会が定める選定基準に従

って行うものとする。

- 3 第1項の規定による意思確認書及び技術提案書の提出の要請は、提出要請書に、次に掲げる事項を記載した説明書を添付してこれを送付することにより行うものとする。
- (1) 第5条第1項第1号から第5号まで、第8号、第10号及び第12号に掲げる事項
 - (2) 第6条第1項第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項
 - (3) 意思確認書の提出の期限、場所及び方法
 - (4) 意思確認書及び技術提案書の作成様式、記載上の留意事項並びにこれらに関する質問を受け付ける場所

(公募型プロポーザルに関する規定の準用)

第14条 第5条第3項、第6条第2項、第3項(手続開始の公示の写しに係る部分を除く。)及び第4項並びに第10条から第12条までの規定は、標準プロポーザル及び簡易プロポーザルの方式による設計者の選定について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項各号」とあるのは「第13条第3項各号」と、同項第1号から第6号まで及び第4項の規定中「参加表明書」とあるのは「意思確認書」と、第10条第1項中「第8条第3項」とあるのは「第13条第1項」と、「20日」とあるのは「15日」と読み替えるものとする。

第3章 設計競技

第1節 公開設計競技

(手続開始の公示)

- 第15条 市長は、本手続の方式を公開設計競技と決定したときは、次に掲げる事項についての公示(以下この節において「手続開始の公示」という。)をし、設計候補者を公募するものとする。
- (1) 対象業務の名称、内容及び履行期限
 - (2) 設計候補者の要件
 - (3) 担当部局
 - (4) 応募要領の交付の期間、場所及び方法
 - (5) 応募登録申込書の提出の期限、場所及び方法
 - (6) 応募設計図書の提出の期限、場所及び方法
 - (7) 本手続において使用する言語及び通貨
 - (8) 契約書作成に関する事項
 - (9) 応募設計図書の提出に係る質問を受け付ける場所
 - (10) 設計競技審査委員会(設計競技の方式によることとされた対象建築物について、第24条の規定により設置される審査委員会をいう。以下同じ。)の委員の氏名
 - (11) 設計競技審査委員会において審査を行う日
 - (12) 関連情報を入手する場所
 - (13) その他市長が必要と認める事項
- 2 契約の予定価格が特例政令適用基準額以上の案件に係る手続開始の公示は、市公報により、当該案件に関する事務を担当する部局の名称及び本手続において使用する言語を明らかにするとともに、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語のいずれ

かにより記載して行うものとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 応募登録申込書及び応募設計図書の提出期限
- (3) 応募設計図書の交付場所

(応募要領の交付)

第16条 市長は、手続開始の公示をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した応募要領の交付を開始するものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第12号に掲げる事項
- (2) 対象業務の詳細な内容
- (3) 応募登録申込書及び応募設計図書の作成様式、記載上の留意事項並びにこれらに関する質問を受け付ける場所
- (4) 応募要領に対する質問の提出の期間、場所及び方法並びに質問に対する回答方法
- (5) 契約代金の支払条件
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、応募要領において、次に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

- (1) 応募登録申込書がその提出期限までに到達しなかった場合及び応募登録者として認定された旨の通知を受けなかった場合は、応募設計図書を提出できないこと
- (2) 応募登録申込書及び応募設計図書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とすること
- (3) 提出された応募登録申込書は、返却しないこと
- (4) 提出された応募登録申込書及び応募設計図書は、提出者に無断で、応募登録者の認定及び最優秀その他入選作品（以下「最優秀作品等」という。）の選定以外の目的に使用しないこと
- (5) 提出期限後における応募登録申込書及び応募設計図書の差し替え及び再提出は認められないこと
- (6) 応募登録申込書又は応募設計図書に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがあること
- (7) 応募登録者として認定されなかった場合は、その理由について説明を求めることができること
- (8) 次のイ又はロに掲げる契約の予定価格の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ 特例政令適用基準額以上 所定の手続により審査結果に対する苦情の申立てをすることができること
ロ 特例政令適用基準額未満 審査結果に対する苦情の申立てをすることはできないこと

3 応募要領には、別冊として、手続開始の公示の写し、契約書案、見積心得、図面（必要な場合に限る。）、仕様書及び現場説明書を添付するものとする。

(応募登録申込書の提出)

第17条 第15条の規定による公募に応じて本手続に参加しようとする者は、前条第1項

の規定により応募要領の交付が開始された日の翌日から起算して10日（契約の予定価格が特例政令適用基準額以上の案件においては、20日）を経過する日（市長が必要があると認めるときは、別に定める日）までに、市長に対し応募登録申込書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により応募登録申込書の提出をしようとする者は、手続開始の公示の日現在において第4条に規定する要件を満たしていなければならない。ただし、契約の予定価格が特例政令適用基準額以上の案件に係る同条第1項第2号に掲げる要件については、市長が別に定める日までに満たしていれば足りる。

（応募登録者の認定等）

- 第18条 市長は、前条第1項に規定する応募登録申込書の提出期限が到来したときは、提出された応募登録申込書を設計競技審査委員会に送付し、その審査に付するものとする。
- 2 設計競技審査委員会は、前項の規定による送付を受けたときは、応募登録申込書を提出した設計候補者に係る第4条に規定する要件の審査を行い、当該資格を有すると認める者を応募登録者として認定し、市長に報告するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、応募登録者として認定された者に対しその旨を通知するとともに、応募設計図書の提出要請書を送付するものとする。

（非認定者からの理由説明請求及び回答）

- 第19条 市長は、応募登録者として認定されなかった設計候補者に対して、認定されなかった旨及び認定されなかった理由（以下この条において「非認定理由」という。）を書面により通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた設計候補者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して非認定理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 3 市長は、非認定理由についての説明を求められたときは、設計競技審査委員会の審議を経て、前項に規定する期間の末日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

（応募設計図書の提出）

- 第20条 第18条第3項の規定により応募設計図書の提出要請書の送付を受けた設計候補者は、当該提出要請書が発送された日の翌日から起算して40日を経過する日後の市長が指定する日までに、市長に対し応募設計図書を提出しなければならない。
- 2 前項の応募設計図書には、次に掲げる事項のうち、対象業務の特性に応じて市長が必要と認めるものを記載又は添付しなければならない。
 - (1) 設計要旨等
 - イ 設計要旨
 - ロ 面積表
 - ハ 主要仕上概要
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 立面図

- (5) 断面図
- (6) 透視図
- (7) 工事概要
- (8) 工事別概算書
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(最優秀作品等の選定)

- 第 21 条 市長は、前条第 1 項に規定する応募設計図書の提出期限が到来したときは、提出された応募設計図書を設計競技審査委員会に送付し、その審査に付するものとする。
- 2 設計競技審査委員会は、前項の規定による送付を受けたときは、提出された応募設計図書のうちから、最優秀作品等を選定し、市長に報告するものとする。この場合において、設計競技審査委員会が最優秀作品等を選定するために必要があると認めるときは、応募設計図書の提出者に対し意見を述べさせ、又は説明を求めることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、最優秀作品等の提出者に対しその旨を通知するものとする。

第 2 節 指名設計競技

(応募設計図書の提出者の選定)

- 第 22 条 市長は、本手続の方式を指名設計競技と決定したときは、第 4 条に規定する要件を満たしている設計候補者のうちから、設計競技審査委員会の審議を経て、応募設計図書の提出者を選定し、選定した者に対しその旨を通知するとともに、意思確認書及び応募設計図書の提出を要請するものとする。
- 2 前項の規定による選定は、あらかじめ設計競技審査委員会が定める選定基準に従って行うものとする。
- 3 第 1 項の規定による意思確認書及び応募設計図書の提出の要請は、提出要請書に、次に掲げる事項を記載した応募要領を添付してこれを送付することにより行うものとする。
- (1) 第 15 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号、第 8 号及び第 12 号に掲げる事項
 - (2) 第 16 条第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる事項
 - (3) 意思確認書の提出の期限、場所及び方法
 - (4) 意思確認書及び応募設計図書の作成様式、記載上の留意事項並びにこれらに関する質問を受け付ける場所

(公開設計競技に関する規定の準用)

- 第 23 条 第 16 条第 2 項及び第 3 項（手続開始の公示の写しに係る部分を除く。）、第 20 条並びに第 21 条の規定は、指名設計競技の方式による設計者の選定について準用する。この場合において、第 16 条第 2 項中「前項各号」とあるのは「第 22 条第 3 項各号」と、同項第 1 号から第 6 号までの規定中「応募登録申込書」とあるのは「意思確認書」と、第 20 条第 1 項中「第 18 条第 3 項」とあるのは「第 22 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第4章 審査委員会

(審査委員会の設置)

第24条 市長は、設計者の選定に関し必要と認める事項について調査し、又は審議させるため、対象建築物ごとに、それぞれ名称を定めて審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員)

第25条 審査委員会は、5名の委員をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 プロポーザル審査委員会については、委員のうち3名は次に掲げる市職員をもって充て、その他の委員は、市職員、学識経験者その他建築物の設計に関する知見を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 都市整備局公共建築部営繕課長
- (2) 都市整備局公共建築部設備課長
- (3) 対象建築物の主たる事業担当課の長

3 審査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員長)

第26条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第27条 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

- 2 審査委員会の委員のうち審査委員会で審議すべき事項に利害関係を有するものは、その事項に関する審議に参加することができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、審査委員会の会議を開くいとまがないと認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。
- 5 審査委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が審査委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りでない。

(審査報酬等)

第28条 市長は、審査委員会の委員（市職員である者を除く。）に対し、別に定めるところにより報酬を支払うものとする。

(雑則)

第29条 第24条から前条までに定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項

は、委員長が審査委員会に諮って定める。

第5章 その他共通事項

(事務局)

第30条 本手続及び審査委員会に関する事務を処理するため、対象建築物の事業担当課に事務局を設置する。

(賞金)

第31条 第21条の規定により最優秀作品等として選定された者に対し、賞金を支払うものとする。

2 前項の賞金の額は、市長が案件ごとに別に定めるものとする。

(費用負担)

第32条 参加表明書又は意思確認書及び技術提案書並びに応募登録申込書又は意思確認書及び応募設計図書の作成及び提出に要する費用は、設計候補者の負担とする。

2 設計者の選定に係る審査に要する費用は、本市の負担とする。ただし、第11条第2項後段及び第21条第2項後段の規定による設計候補者からの意見又は説明の聴取に要する費用については、設計候補者の負担とする。

(審査委員会の委員等の義務)

第33条 審査委員会の委員及び本手続に関与する市職員は、設計候補者又は本手続に参加しようとする者に対して助言、援助その他審査の公正を疑われるような行為をしてはならない。

(著作権)

第34条 市長は、本手続において提出された著作物を公表その他の目的のために利用する場合は、あらかじめ、その著作者又は著作権者の許諾を得るものとする。

(失格等)

第35条 本手続において提出した書類、図面等に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした設計候補者は、失格とする。

2 第33条の規定に違反する行為の相手方となった設計候補者は、失格とする。

3 本手続の期間中に指名停止を受けた者は、失格とする。

4 前3項の規定により失格となった設計候補者が提出した書類、図面等は、すべて無効とする。

(苦情申立て)

第36条 設計候補者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることはできない。ただし、契約の予定価格が特例政令適用基準額以上の案件については、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）に定めるところにより、仙台市入札等監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。

(審査結果の公表)

第 37 条 市長は、本手続が終了したときは、審査委員会による審査の結果について、その理由を付して公表するものとする。

第 6 章 設計者の決定等

(設計者の決定)

第 38 条 市長は、審査委員会の審査結果を尊重して、対象建築物の設計者を決定するものとする。

(提案内容の一部変更)

第 39 条 市長は、設計者に対象建築物の設計及び工事監理に係る業務を委託する場合は、当該設計者と協議の上、その提出した技術提案書又は応募設計図書に係る提案の内容の一部を変更することができるものとする。

(設計者と関連がある建設業者等の制限)

第 40 条 市長は、設計者と資本上又は人事上密接な関連があると認められる建設業者又は製造業者について、当該対象建築物に係る工事の入札に参加する資格を制限することができるものとする。

第 7 章 その他

(委任)

第 41 条 この要綱に定めのない事項については、財政局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 9 年 10 月 6 日から実施する。
(仙台市設計競技等規準の廃止)
- 2 仙台市設計競技等規準（平成 6 年 2 月 17 日市長決裁）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の実施の際現に前項の規定による廃止前の仙台市設計競技等規準及びこの要綱による改正前の仙台市設計競技実施要綱の規定により事務事項（工事）特別委員会の議を経て設計競技の対象とされた対象建築物等の設計者の選定手続については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 13 年 1 月 6 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日改正）
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 6 月 23 日改正）
この改正は、令和 2 年 6 月 23 日から実施する。

附 則（令和 5 年 12 月 26 日改正）
この改正は、令和 6 年 1 月 1 日から実施する。